

# 事業概要

平成25年度  
(平成24年度実績)



広島県食肉衛生検査所

## ま え が き

広島県食肉衛生検査所の業務の推進につきましては、平素から格別の御協力と御理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 13 年 9 月に国内において初めて牛海綿状脳症（BSE）感染牛が確認され、同年 10 月に肉骨粉飼料の完全禁止、特定部位の除去及びと畜場で処理される牛の全頭検査が開始され 10 年以上が経過しました。これまで、2 回にわたり検査対象月齢を引き上げる省令改正が行われ、平成 17 年 8 月からは 21 か月齢以上、平成 25 年 4 月には 30 ヶ月齢超が BSE 検査対象となりましたが、広島県でも他の自治体と同様に全頭検査を継続してまいりました。しかし、最新の科学的知見や発生状況等を踏まえ、7 月 1 日からは検査対象月齢がさらに 48 か月齢超に引き上げられ、全国一斉に全頭検査が廃止となりました。

また、本年 3 月には、中国において鳥インフルエンザ（H7N9）のヒトへの感染が世界で初めて確認されました。今現在、新たな感染者は減少傾向にあり、拡大は抑制されたとされていますが、これまでに感染が確定した人は 100 名以上にのぼり、そのうち 3 割の方が亡くなっています。

これらを含め様々な出来事を背景に消費者の食の安全に関する関心の度合は静まることにはないと思われ、食肉の安全・安心に関する情報を科学的根拠に基づき、わかりやすく提供していくことが重要と考えております。

当所におきましては、今後も引き続き食肉の安心・安全確保に向けて、検査技術の研鑽はもとより、衛生対策の推進を行い、食肉の安全性の理解つまり検査業務の理解を広めるために消費者に対して施設見学やホームページを利用した情報発信に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ここに、平成 25 年度の事業概要を作成しましたので、御高覧いただければ幸いです。

平成 25 年 11 月

広島県食肉衛生検査所 榮 広史

# 目 次

## 第1章 総説

1	検査所の沿革	1
2	組織と機構	2
(1)	組織	2
(2)	広島県行政機関設置条例	2
(3)	広島県行政組織規則	2
3	職員の配置状況	2
4	業務の内容	3
5	施設の状況	3
6	主な検査用機械器具一覧表	4
7	管内の状況	5
(1)	位置図	5
(2)	と畜場の概要	5
(3)	大規模食鳥処理場の概要	6
8	検査等手数料及び歳入状況	7
(1)	検査等手数料の推移	7
(2)	検査手数料歳入状況	7

## 第2章 事業の概要

1	事業概況	8
(1)	と畜検査	8
(2)	食鳥検査	8
(3)	試験室内検査	8
(4)	衛生指導等	8
(5)	消費者等に対する衛生教育	9
(6)	調査研究	9
2	と畜検査	9
(1)	月別と畜検査頭数	9
(2)	年度別と畜検査頭数	9
(3)	と畜検査頭数の推移	10
(4)	原因別処分状況	11
(5)	年度別処分頭数	12

3	食鳥検査	13
(1)	月別食鳥検査羽数	13
(2)	年度別食鳥検査羽数	13
(3)	検査羽数の推移	14
(4)	年度別処分状況	14
(5)	原因別処分状況	15
4	伝達性海綿状脳症(TSE)対策	16
5	試験室内検査	17
(1)	と畜検査(種類別)	17
(2)	食鳥検査(種類別)	17
(3)	と畜検査(検査項目別)	18
(4)	食鳥検査(検査項目別)	19
(5)	牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査	20
(6)	モニタリング検査	20
ア	牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査	20
イ	牛枝肉及び施設等の微生物汚染実態検査	20
ウ	牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)残留調査	20
エ	対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査	20
オ	牛血液性状検査	20
カ	食鳥の微生物汚染実態調査(認定小規模食鳥処理施設)	21
6	衛生指導等	22
(1)	三次食肉加工センターに対する衛生指導	22
(2)	伝染性海綿状脳症及び口蹄疫対策	22
(3)	消費者等に対する衛生教育	22
(4)	鳥インフルエンザ対策	22
(5)	認定小規模食鳥処理場立入検査	22
(6)	認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況	22
第3章 調査及び研究		
1	平成24年度の調査研究発表	23
	と畜場におけるデハイダーの汚染状況調査と消毒法の検討	23
2	調査研究発表(平成15年度~平成24年度)	26
第4章 その他の参考資料		
	三次食肉加工センター使用料および解体料	28
	検査所案内	29

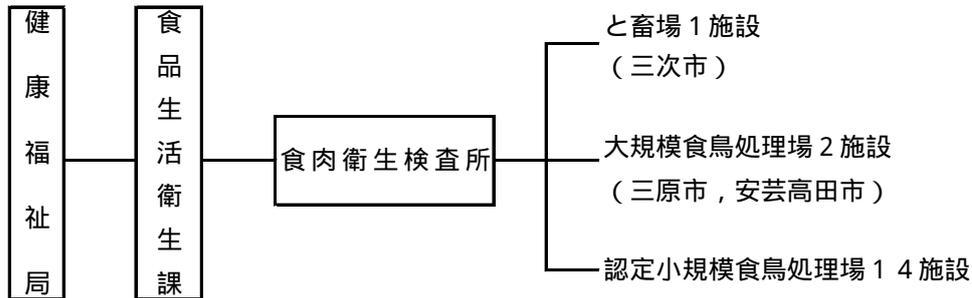
# 第1章 総説

# 1 検査所の沿革

昭和46年2月	広島県長期総合計画により、西部(広島)、東部(備後)、北部(備北)、の3流通圏に各々と畜場を統合整備し、近代的設備のと畜場と併せて食肉衛生検査所を設置し、食肉衛生の管理体制を確立する基本計画を策定
昭和49年4月	広島県三次食肉衛生検査所として、と畜検査員3名、非常勤と畜検査員1名で発足
昭和49年8月	庁舎竣工(面積121.5㎡、補強コンクリートブロック平屋建)
昭和52年7月	実験動物飼育舎及び車庫の建設
昭和53年4月	と畜検査員1名増員
昭和55年1月	検査保留用冷凍冷蔵庫建設 (有効面積 冷凍庫9㎡、冷蔵庫4.8㎡ 平成11年増改築に伴い撤去)
昭和55年3月	敷地(1,270㎡)取得
昭和56年4月	と畜検査員1名、非常勤と畜検査員1名増員
昭和57年1月	検査棟の建設(80㎡)、敷地の整備
昭和57年3月	検査用機械器具の充実整備
昭和59年4月	広島県行政組織規則の一部改正により、従来保健所が所管していた食肉衛生検査業務を集中統合して、広島県食肉衛生検査所に組織及び名称を変更
昭和59年4月	福山市三吉町に東部支所を設置し、と畜検査員5名、非常勤と畜検査員1名を配置
昭和63年4月	東部支所にと畜検査員1名減員、非常勤と畜検査員1名増員
平成2年3月	府中市食肉センター廃止
平成3年4月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の施行に伴い、食鳥処理場の監視指導等の事務が委任され、本所と東部支所に食鳥検査員各1名を配置
平成4年1月	竹原市忠海と畜場廃止
平成4年4月	食鳥検査員3名(本所2名、東部支所1名)、非常勤食鳥検査員7名(本所5名、東部支所2名)を配置し、食鳥検査を開始
平成5年3月	本所に理化学検査室、女子更衣室、女子便所、車庫を増築
平成8年4月	本所の検査員1名増員、食品衛生法第17条第1項及び第22条委任
平成10年4月	福山市の中核市移行に伴い、東部支所の検査員2名減員
平成11年1月	本所の増改築工事着工(平成11年9月竣工)
平成11年4月	東部支所廃止
平成12年3月	尾道市営と畜場廃止
平成13年4月	と畜検査員1名減員
平成13年10月	牛海綿状脳症(BSE)全頭スクリーニング検査開始
平成15年6月	大規模食鳥処理施設1施設廃止
平成15年8月	と畜検査員1名減員
平成16年3月	高病原性鳥インフルエンザの簡易キットによる検査体制を整備
平成17年9月	食肉衛生検査所ホームページ開設
平成21年3月	三次食肉加工センターにおける豚処理業務の廃止
平成21年4月	と畜検査員1名、非常勤と畜検査員1名減員
平成22年4月	と畜検査員1名減員

## 2 組織と機構

### (1) 組織（平成24年4月1日現在）



### (2) 広島県行政機関設置条例（昭和39年3月31日条例第94号）抜すい

#### （食肉衛生検査所）

第7条 地方自治法第156条第1項の規定により，食肉に係る検査等に関する事務を分掌させるため，食肉衛生検査所を置く。

2 食肉衛生検査所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市，呉市及び福山市を除く県内全域

### (3) 広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）抜すい

#### 第5款 食肉衛生検査所

（名称，位置及び所管区域）

第60条 行政機関設置条例第7条の規定により設置された食肉衛生検査所の名称位置及び所管区域は，次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市，呉市及び福山市を除く県内全域

（所掌事務）

第61条 食肉衛生検査所は，次に掲げる事務を所掌する。

- 1 獣畜のとさつ又は解体に伴う検査に関すること。
- 2 獣畜の肉，内臓等の検査に関すること。
- 3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督に関すること。
- 4 食鳥検査に関すること。
- 5 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 6 前各号のほか，獣畜のとさつ及び解体並びにと畜場並びに食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

## 3 職員の配置状況（平成24年4月1日現在）

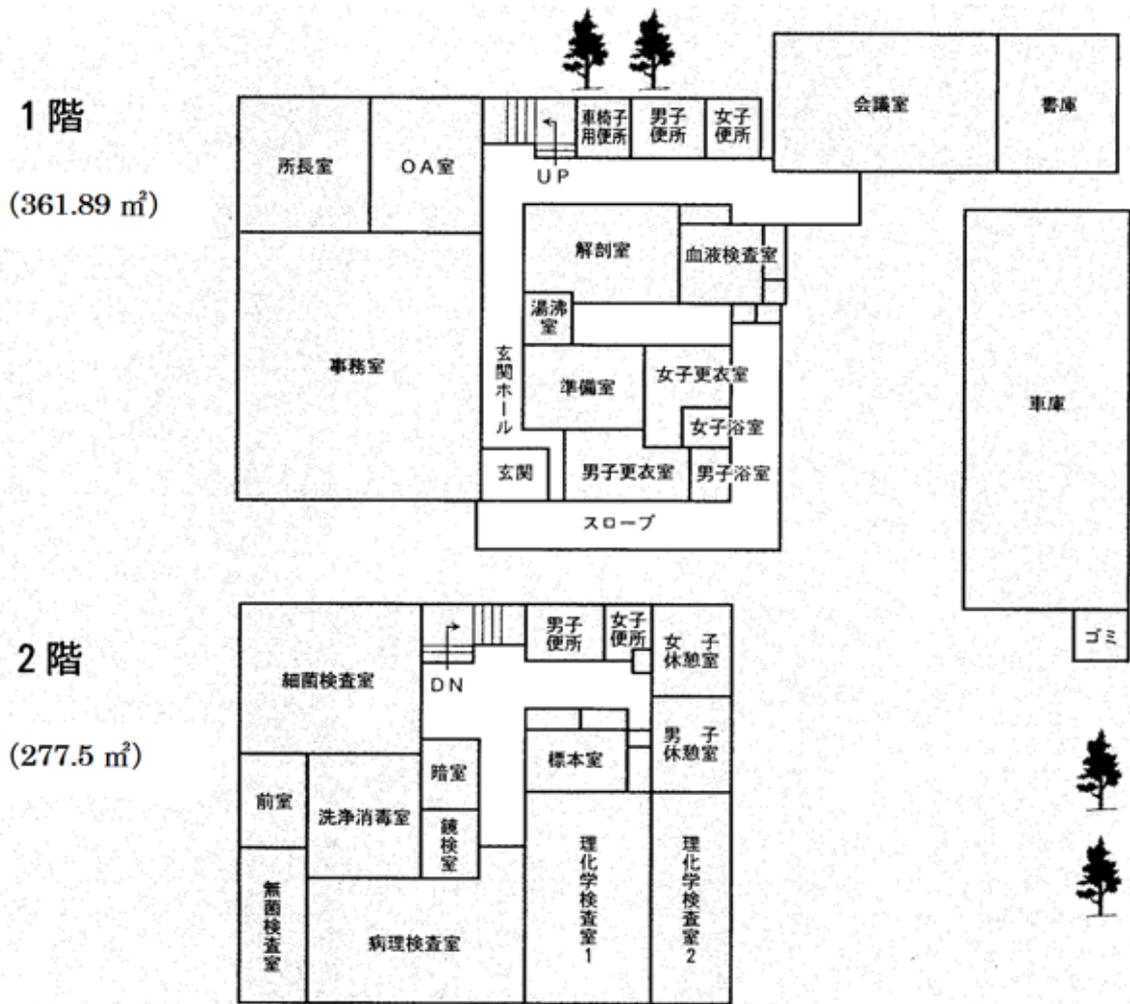
常勤職員						非常勤職員		計
所長	次長	主任 専門員	事業 推進員	主任	技師	と畜検査員	食鳥検査員	
1	1	1	2	2	1	1	6	15

## 4 業務の内容

- (1) と畜検査.....生体，解体前及び解体後検査
- (2) 食鳥検査.....生体，脱羽後及び内臓摘出後検査
- (3) 試験室内検査.....細菌，理化学，病理組織及びBSEスクリーニング検査
- (4) 残留抗菌性物質等の検査・措置
- (5) 食鳥処理場の認定事務及び監視指導
- (6) と畜業者，とさつ解体従事者及びと畜場の衛生指導
- (7) 人畜共通感染症等の調査研究
- (8) 検査結果の統計処理及び関係機関・生産者等へのフィードバック
- (9) 消費者に対する衛生思想の普及啓発

## 5 施設の状況

- (1) 所在地 広島県三次市粟屋町 1911-1
- (2) 敷地面積 1,270 m<sup>2</sup>
- (3) 建物 鉄筋コンクリート2階建て(1階 361.89 m<sup>2</sup>，2階 277.5 m<sup>2</sup>)
- (4) 敷地建物の配置図



## 6 主な検査用機械器具一覧表

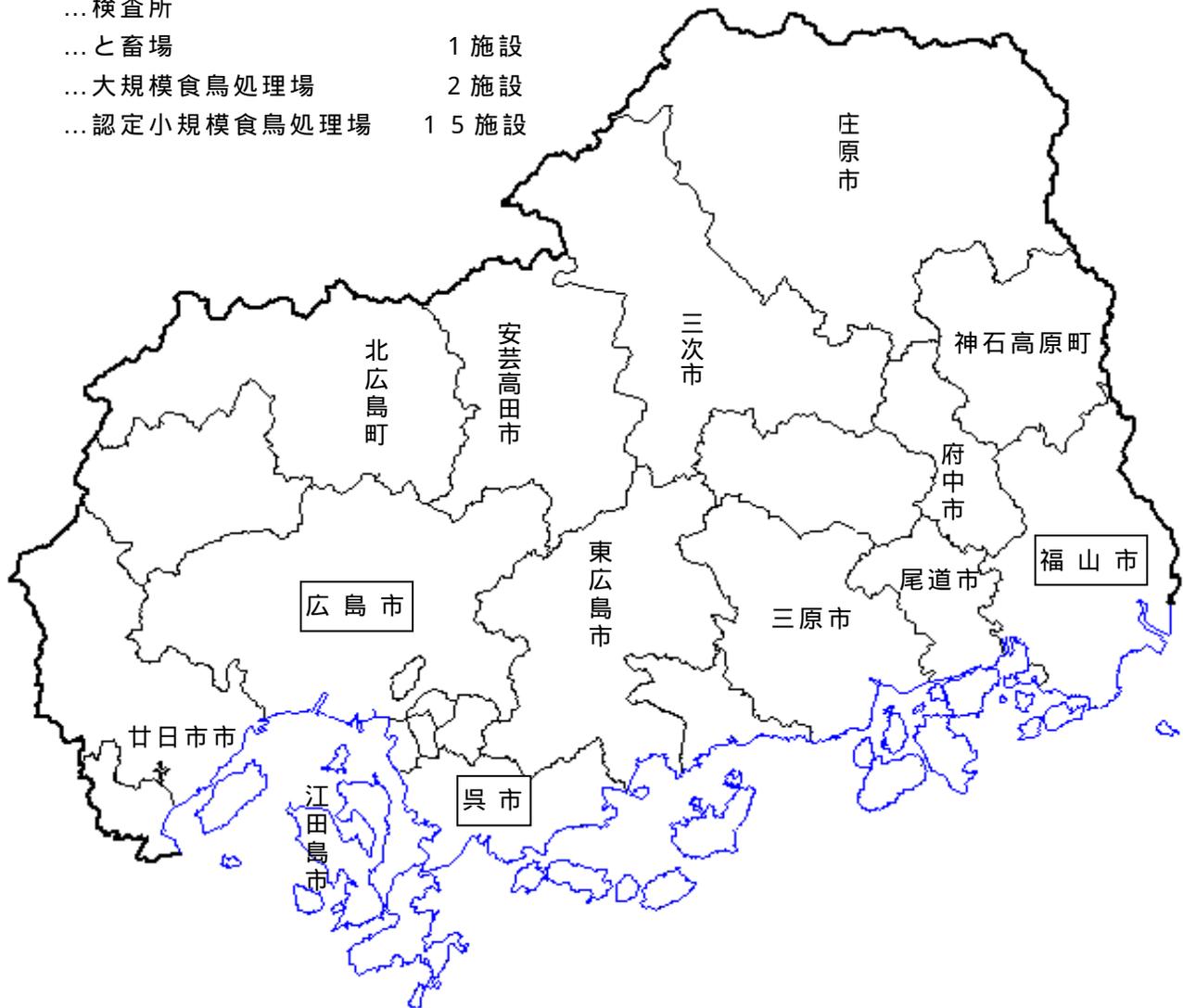
品名	数量	品名	数量
DNA増幅装置	1	pH測定器	1
アスピレーター	2	アルミブロック恒温槽	3
クリオスタット	1	血球計算器	1
ストマッカー	2	スライド製作機	1
パラフィン溶融器	1	電気泳動槽	1
ピペット洗浄器	2	比色計	1
プレートリーダー	2	孵卵器	3
マイクローム	1	プレートウォッシャー	1
安全キャビネット	1	滅菌器	6
攪拌器	3	遠心分離機	5
顕微鏡	6	吸光光度計	1
顕微鏡テレビ装置	1	顕微鏡写真装置	3
恒温器	8	顕微鏡投影器	1
自動定量式ピペット	6	高速クロマトグラフィー	1
小型インキュベーター	1	純水製造装置	2
振盪器	2	実体顕微鏡	1
臓器撮影装置	1	冷蔵庫	4
超音波洗浄器	1	卓上細胞破碎機	1
電気定温乾燥器	1	ディープフリーザ	1
濃縮器	2	ドラフトチャンバー	1
秤	6	培養器	1
分析装置	1	パラフィン伸展器	3
包埋装置	1	分注器	8
落射蛍光顕微鏡	1	ホモジナイザ	3
冷蔵ショーケース	1	ろ過装置	1
		発電機	1

## 7 管内の状況（平成25年3月31日）現在

所管区域は，県内全域（広島市・呉市・福山市を除く）。

### （1）位置図

- ... 検査所
- ... と畜場 1 施設
- ... 大規模食鳥処理場 2 施設
- ... 認定小規模食鳥処理場 15 施設



### （2）と畜場の概要

と畜場名	と畜場番号	所在地	面積（m <sup>2</sup> ）		浄化槽能力 （t/日）	処理能力（頭） /日	
			敷地	建物		大動物	小動物
全国農業協同組合連合会 広島県本部 三次食肉加工センター	11	三次市 粟屋町 1905番地	14,305.0	3,743.8	770	25	300

( 3 ) 大規模食鳥処理場の概要

処 理 場 名	所 在 地	1 日 平 均 処 理 羽 数 ( 羽 )	食 鳥 処 理 管 理 者 数 ( 人 )	浄 化 槽 能 力 ( t/日 )
広島食鶏事業協同組合	三原市新倉二丁目 16 番 1 号	9,900	16	300
サイコー物産株式会社	安芸高田市高宮町羽佐竹 8 6 9	4,000	10	100

## 8 検等手数料及び歳入状況

### (1) 検査手数料の推移

(円)

年 度	牛・馬	とく 豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥
昭和 28.4 ~ 50.3	300	200	50	400	
50.4 ~ 51.3	500	350	100	500	
51.4 ~ 57.3	900	450	250	1,000	
57.4 ~ 60.3	900	450	250	1,000	
60.4 ~ 63.3	900	450	250	1,000	
63.4 ~ 平成元.3	900	450	250	1,000	
元.4 ~ 3.3	900	450	250	1,200	
3.4 ~ 4.3	900	450	250	1,300	
4.4 ~ 6.3	900	450	250	1,300	4
6.4 ~ 9.3	900	450	250	1,300	3(4)
9.4 ~	900	450	250	1,300	3(4)

(注) 食鳥検査手数料の(4)は土・日祝祭日及び年末年始

### (2) 検査手数料歳入状況

(円)

年 度	牛・馬	とく・豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥	計
1 5	1,615,500	9,344,250	0	0	11,098,166	22,057,916
1 6	1,582,200	9,158,400	0	0	10,925,944	21,666,544
1 7	1,368,000	8,716,950	0	0	11,100,962	21,185,912
1 8	1,363,500	7,888,500	0	0	10,821,522	20,073,522
1 9	1,262,700	5,593,950	0	0	10,834,635	17,691,285
2 0	1,202,400	5,435,100	0	0	10,781,556	17,419,056
2 1	1,081,800	0	0	0	10,715,393	11,797,193
2 2	1,026,000	0	0	0	10,354,820	11,380,820
2 3	981,900	0	0	0	11,469,444	12,451,344
2 4	956,700	0	0	0	11,529,418	12,486,118

## 第2章 事業の概要

# 1 事業概況

当所は、昭和28年8月に制定されたと畜場法に基づいて、食用に供する目的で管内1と畜場に搬入される獣畜（牛、とく、馬、豚、めん羊、山羊）のと畜検査を実施している。

現場では、すべての獣畜に対して1頭ずつ、生体検査、内臓検査及び枝肉検査を行い、食肉の安全性確保に努めるとともに、HACCPの考え方に沿って、と畜場施設の整備点検や作業従事者の衛生指導を実施している。さらに、残留有害物質モニタリング検査及び牛枝肉の衛生検査を計画的に実施し、食肉の衛生的品質向上を図っている。

また、平成3年度から施行された「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、平成4年度から管内2施設の大規模食鳥処理場で食鳥検査を実施し、管内15施設の認定小規模食鳥処理場の監視指導を行っている。さらに、残留有害物質モニタリング検査を計画的に実施し、食鳥肉の衛生的品質向上を図っている。

当所は、全国食肉衛生検査所協議会に加入し、調査研究、学会、研修会などを通じて検査技術の向上を図っているところである。

## (1) と畜検査

ア 平成24年度の総と畜検査頭数は1,064頭であった。その内訳は、牛は1,063頭、豚は1頭であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した獣畜は1頭であった。一部廃棄頭数は牛が995頭（93.6%）、豚が1頭（100.0%）であった。

## (2) 食鳥検査

ア 平成24年度の総食鳥検査羽数は、ブロイラーが3,564,653羽、成鶏0羽であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した羽数は21,432羽（0.6%）で、その理由は炎症が11,509羽で最も多く、以下大腸菌症（2,803羽）、放血不良（2,692羽）、削瘦及び発育不良（1,741羽）の順となっている。一部廃棄羽数は90,946羽（2.6%）であった。

## (3) 試験室内検査

ア 人と動物の共通感染症、法定家畜伝染病及び抗菌性物質等の残留が疑われるものや、現場での診断が困難なものについては、試験室内において細菌学的、理化学的及び病理学的検査を実施して、その結果に基づいて診断を行っている。平成24年度に試験室内検査を行った獣畜71頭のうち、全部廃棄した獣畜は1頭であった。

イ と畜場に搬入されたすべての牛についてBSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査を実施した。

平成24年度は1,063頭についてBSEスクリーニング検査を実施し、すべて陰性であった。

ウ 食肉の解体処理における細菌汚染状況を把握し、作業手順改善の効果判定等に用いるため、牛枝肉のふき取り検査を実施した。併せて腸管出血性大腸菌O157による汚染の有無を確認した。

エ 食肉及び食鳥肉への抗菌性物質等の残留の有無を調べるため、残留有害物質モニタリング検査を実施した。

オ 対韓国輸出食鳥等における微生物モニタリング検査（サルモネラ検査）を実施した。

## (4) 衛生指導等

ア 食肉衛生検査所における伝達性海綿状脳症（TSE）対応マニュアル及び口蹄疫等発生時の対応マニュアルに基づき、発生時の対応について机上演習を実施した。

イ と畜場の管理者及び作業従事者に対して、衛生管理講習会を開催した。

ウ 食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施した。

エ 管内の大規模食鳥処理場 2 施設及び認定小規模食鳥処理場 15 施設について、立ち入り検査及び許可認定事務を行った。

( 5 ) 消費者等に対する衛生教育

食肉の安全に対する関心が高まる中、消費者に対する衛生講習会の実施及び施設見学者の受け入れを行った。

( 6 ) 調査研究

「と畜場におけるデハイダーの汚染状況調査と消毒法の検討」について実施し、その成果を各種学会、研修会、業績発表会等で発表した。

## 2 と畜検査

( 1 ) 月別と畜検査頭数

( 単位：日，頭 )

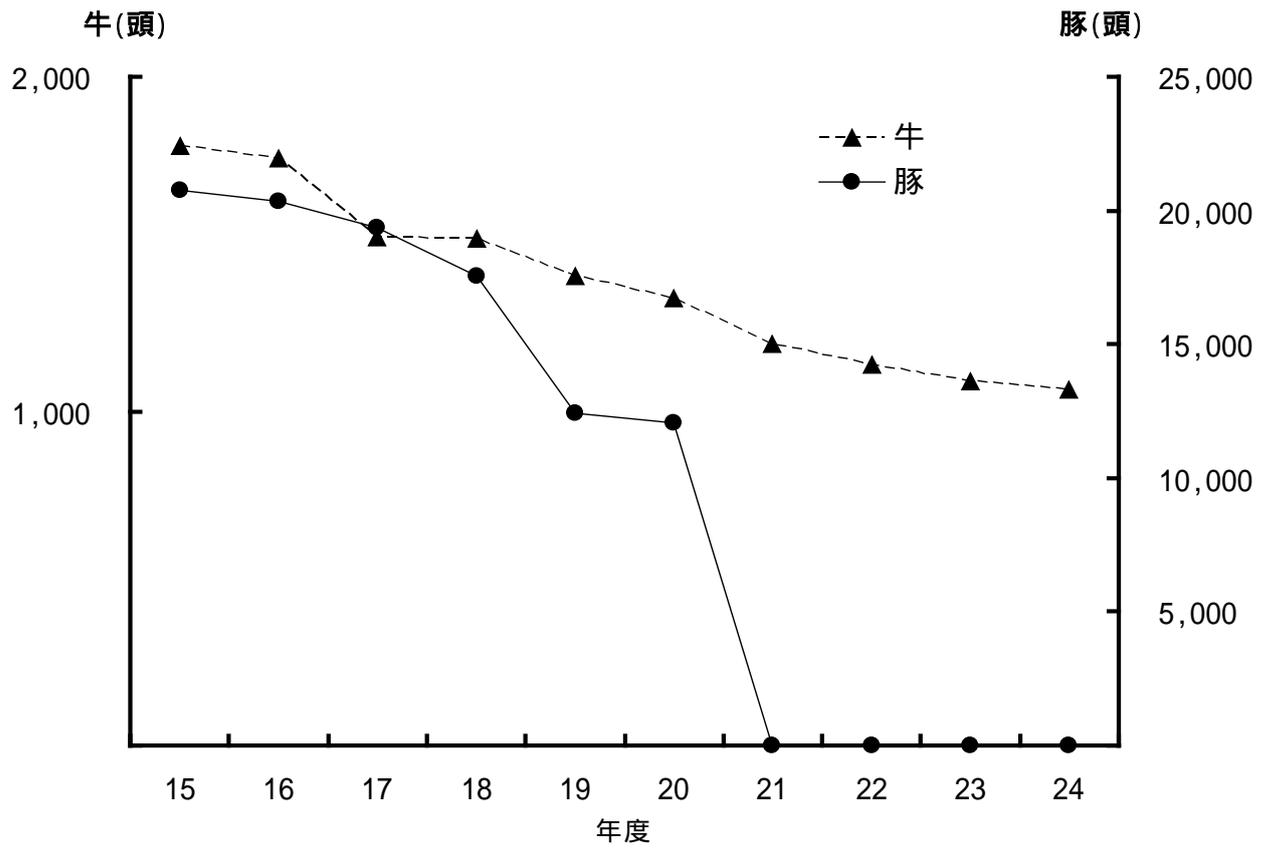
月	検査日数	肉用牛		乳用牛		とく		馬		豚		めん山羊		月計
		健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	
4	16	88		6										94
5	16	82		2										84
6	16	83		3										86
7	19	113		2										115
8	16	85		1										86
9	15	90		4										94
10	18	96		3										99
11	18	93		3										96
12	14	96		3										99
1	15	67		5										72
2	14	62		5						1				68
3	14	66		5										71
計	191	1,021	-	42	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1,064

( 2 ) 年度別と畜検査頭数

( 単位：頭 )

年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
15	1,795	-	2	20,766	-	22,563
16	1,754	-	4	20,353	-	22,111
17	1,520	-	-	19,372	-	20,892
18	1,515	-	1	17,531	-	19,047
19	1,403	-	-	12,432	-	13,835
20	1,336	-	-	12,079	-	13,415
21	1,202	-	-	1	-	1,203
22	1,140	-	-	1	-	1,141
23	1,091	-	-	1	-	1,092
24	1,063	-	-	1	-	1,064

(3) と畜検査頭数の推移





(5) 年度別処分頭数

(単位：頭)

年度 (平成)	とさつ禁止 解体禁止					全部廃棄				— 部 廃 棄																				
										肉					内 臓					肉 と 内 臓					計					
	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊
15						1			88		3			182		1,605		1	18,331		76			681		1,684		1	19,194	
16						1			87		2			79		1,600		3	18,523		77			714		1,679		3	19,316	
17									93		6			74		1,360			17,689		78			815		1,444			18,578	
18						1			68		8			86		1,284		1	15,580		97			816		1,389		1	16,482	
19						1			54		10			85		1,111			10,484		92			495		1,213			11,064	
20						1			55		13			66		1,027			9,675		65			476		1,105			10,217	
21											12					884			1		67					963			1	
22						1					10					800			1		44					854			1	
23											15					854			1		101					970			1	
24						1					2					863			1		130					995			1	

### 3 食鳥検査

#### (1) 月別食鳥検査羽数

(単位：日，羽)

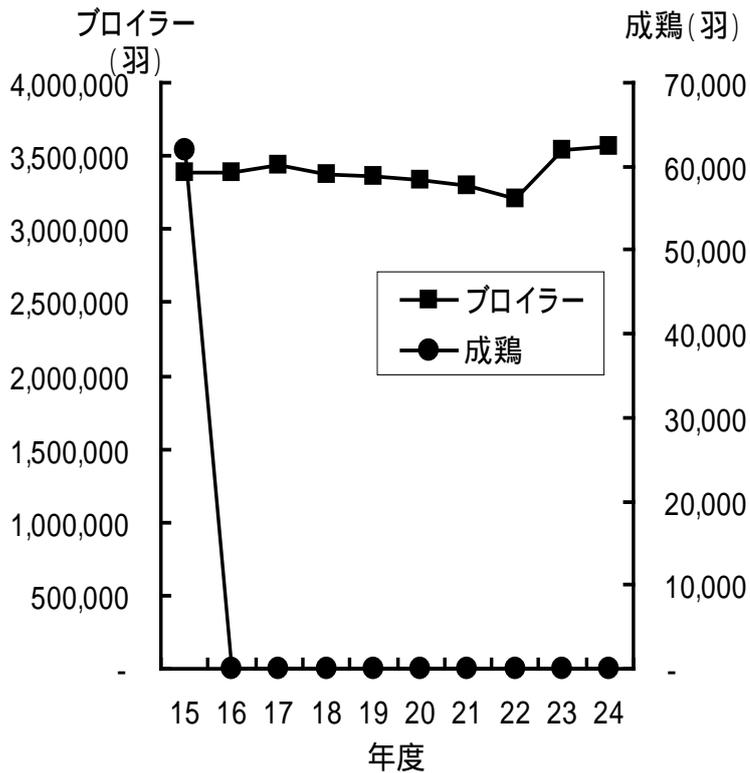
月	広島食鶏事業(協)		サイコー物産(株)		月計
	日数	ブロイラー	日数	ブロイラー	
4	21	210,736	20	78,076	288,812
5	22	221,777	21	83,424	305,201
6	21	203,692	21	81,211	284,903
7	21	207,791	22	85,057	292,848
8	21	200,493	21	79,164	279,657
9	22	209,400	20	75,889	285,289
10	23	233,834	22	90,697	324,531
11	23	235,549	20	79,199	314,748
12	24	243,892	22	97,062	340,954
1	21	205,378	19	74,127	279,505
2	20	193,579	19	76,193	269,772
3	22	210,102	22	88,331	298,433
計	261	2,576,223	249	988,430	3,564,653

#### (2) 年度別食鳥検査羽数

(単位：羽)

年度	ブロイラー	成 鶏	あ ひ る	七 面 鳥	合 計
15	3,391,898	61,881			3,453,779
16	3,388,768	-			3,388,768
17	3,431,391	-			3,431,391
18	3,372,359	-			3,372,359
19	3,366,963	-			3,366,963
20	3,333,231	-			3,333,231
21	3,300,635	-			3,300,635
22	3,209,792	-			3,209,792
23	3,544,086	-			3,544,086
24	3,564,653	-			3,564,653

( 3 ) 検査羽数の推移



( 4 ) 年度別処分状況

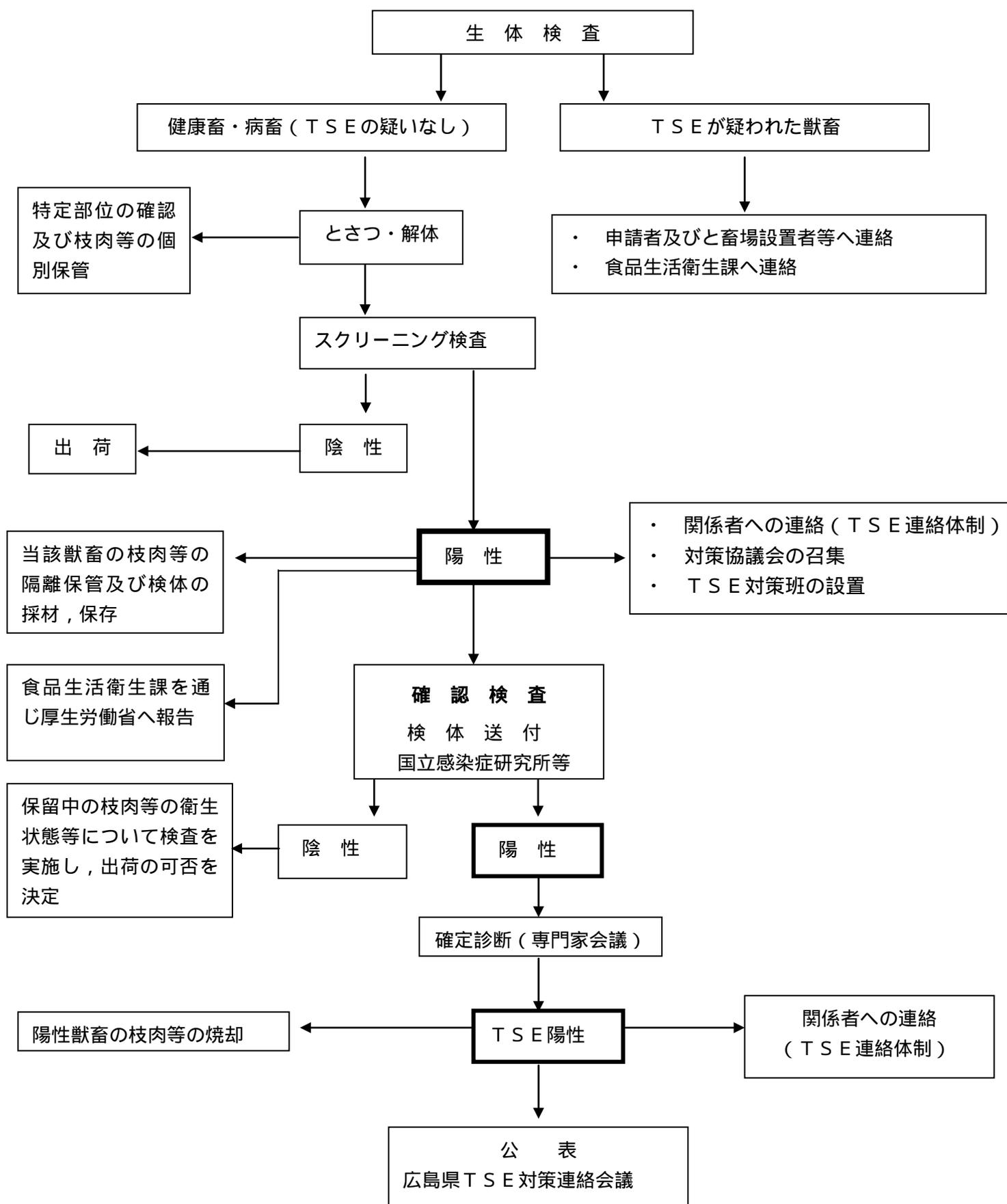
( 単位 : 羽 )

年度	検査羽数	処分羽数	処分区分		処分率
			全部廃棄	一部廃棄	
15	3,453,779	89,739	22,462	67,277	2.60%
16	3,388,768	83,124	18,404	64,720	2.45%
17	3,431,391	98,850	16,244	82,606	2.88%
18	3,372,359	85,227	14,233	70,994	2.53%
19	3,366,963	89,903	17,811	72,092	2.67%
20	3,333,231	75,104	18,350	56,754	2.25%
21	3,300,635	79,045	22,168	56,877	2.39%
22	3,209,792	93,100	30,748	62,352	2.90%
23	3,544,086	110,392	24,420	85,972	3.11%
24	3,564,653	112,378	21,432	90,946	3.15%

( 5 ) 原因別処分状況

		ブ ロ イ ラ ー			成 鶏			あ ひ る			七 面 鳥			
検 査 羽 数		3,564,653			-			-			-			
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	
処 分 実 羽 数		-	21,432	90,946										
疾	ウ ィ ル ス ・ ク ラ ミ ジ ア 病	鶏 痘												
		伝 染 性 気 管 支 炎												
		伝 染 性 喉 頭 気 管 炎												
		ニ ュ ー カ ッ ス ル 病												
		鶏 白 血 病												
		封 入 体 肝 炎												
		マ レ ッ ク 病		3										
		そ の 他												
病	細 菌 病	大 腸 菌 症		2,803										
		伝 染 性 コ リ ー ザ												
		サ ル モ ネ ラ 病												
		ブ ド ウ 球 菌 症												
		そ の 他												
別 の 疾 病	そ の 疾 病	毒 血 症												
		膿 毒 症												
		敗 血 症												
		真 菌 症												
		原 虫 病												
		寄 生 虫 病												
		変 性			46									
		尿 酸 塩 沈 着 症												
		水 腫		11	6									
		他	羽 の 疾 病	腹 水 症		1,541								
出 血				28,901										
炎 症		11,509		61,990										
萎 縮														
腫 瘍		2												
臓 器 の 異 常 な 形 等				3										
異 常 体 温														
黄 疸														
外 傷														
中 毒 諸 症														
数	病	削 瘦 及 び 発 育 不 良		1,741										
		放 血 不 良		2,692										
		湯 漬 過 度												
		そ の 他		1,130										
計		-	21,432	90,946										

## 4 伝達性海綿状脳症（TSE）対策





(3) と畜検査(検査項目別)

(単位:頭,件数)

検査区分	検査頭数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性頭数	措置				備考
		直接鏡検	一般培養	同定									とさつ禁止	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄	
細菌病	炭疽	1			1	1					2						
	豚丹毒										-						
	サルモネラ病										-						
	結核病										-						
	ブルセラ病										-						
	破傷風										-						
	放線菌症										-						
	抗酸菌症										-						
	膿毒症										-						
	敗血症	1		10							10						
その他	4		6	1						7							
原虫病	トキソプラズマ病										-						
	その他										-						
寄生虫病	のう虫病										-						
	ジストマ病										-						
	その他										-						
その他の疾病	尿毒症										-						
	黄疸										-						
	水腫										-						
	腫瘍	1					14				14			1			
	中毒諸症										-						
	その他	51					50	3			53						
その他 抗菌性物質等	17		22					3		25							
計	75	-	38	1	1	51	17	3	-	-	111	-	-	-	1	-	

(4) 食鳥検査(検査項目別)

(単位:羽,件数)

検査区分	検査羽数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性羽数	措置			備考
		直接鏡検	一般培養	同定									禁止	全部廃棄	一部廃棄	
ウイルス・クラミジア病	鶏痘										-					
	伝染性気管支炎										-					
	伝染性喉頭気管炎										-					
	ニューカッスル病										-					
	鶏白血病										-					
	封人体肝炎										-					
	マレック病										-					
その他	3						3			3						
細菌病	大腸菌症										-					
	伝染性コリエーザ										-					
	サルモネラ病										-					
	ブドウ球菌症										-					
その他										-						
その他の疾病	毒血症										-					
	膿毒症										-					
	敗血症										-					
	真菌症										-					
	原虫病										-					
	寄生虫病										-					
	変性										-					
	尿酸塩沈着症										-					
	水腫										-					
	腹水症										-					
	出血										-					
	炎症										-					
	萎縮										-					
	腫瘍										-					
	臓器の異常な形等										-					
	異常体温										-					
黄疸										-						
外傷										-						
中毒諸症										-						
削瘦及び発育不良										-						
放血不良										-						
湯瀉過度										-						
その他										-						
計	3	-	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-	-	-	-	

(5) 牛海綿状脳症 (BSE) スクリーニング検査

検査実頭数	分類			陽性頭数
	生後24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの	生後30ヶ月齢以上の牛	その他の牛	
1,063	0	172	891	0

(6) モニタリング検査

ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査

(検体数)

検査頭数	腸管出血性大腸菌			
	免疫クロマト法 (O157)	P	C	R 法
36	36			36

イ 牛枝肉及び施設等の微生物汚染実態検査

(検体数)

検体	検査頭数	検査項目	
		一般細菌数	大腸菌群数
牛枝肉ふき取り	60	118	87
施設等ふき取り	-	283	216

ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留調査

(検体数)

検査頭数	頸椎周囲	外側腹部
24	24	24

エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査

(検体数)

畜種	検査羽数	サルモネラ検査
鶏	72	72

オ 牛血液性状検査

(検体数)

検査頭数	全血		血清 (生化学)
	赤血球	白血球	
30	30	30	180

カ 食鳥の微生物汚染実態検査（認定小規模食鳥処理施設）

（検体数）

畜 種	検 査 羽 数	カンピロバクター検査	サルモネラ検査
合鴨	22	22	12

## 6 衛生指導等

### (1) 三次食肉加工センターに対する衛生指導 と畜衛生講習会

月 日	場 所	出席者数(人)
7月6日	検査所	20
11月16日	検査所	15

### (2) 伝達性海綿状脳症及び口蹄疫対策

食肉衛生検査所における伝達性海綿状脳症(TSE)対応マニュアル及び口蹄疫等発生時の対応マニュアルに基づき、発生時の対応について机上演習を実施した。

月 日	場 所	出席者数(人)
9月21日	検査所	24

### (3) 消費者等に対する衛生教育

月 日	場 所	参加人数(人)
7月2日	県庁	50
7月9日	三次市布野生涯学習センター	33
7月11日	三次庁舎	51
7月13日	三次庁舎	23
7月20日	三次広域商工会甲奴支所	20

### (4) 鳥インフルエンザ対策

食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施した。

月 日	場 所	参加人数(人)
11月21日	検査所	16

### (5) 認定小規模食鳥処理場立入検査

施 設 数	立 入 検 査 延 べ 件 数
15	12

### (6) 認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況 (単位:羽)

処 理 羽 数	71,821
と さ つ 禁 止	
全 部 廃 棄	140
一 部 廃 棄	13

## 第3章 調査及び研究

## と畜場におけるデハイダーの汚染状況調査と消毒法の検討

広島県食肉衛生検査所 森中重雄, 増田加奈子, 勝部由起子,  
正岡亮太, 大原佳世子

### 1 はじめに

平成23年10月に生食用食肉の規格基準が制定され、消費者の食肉の安全性に対する関心が高まり、と畜場においても引き続き衛生対策の推進が求められている。当所では、牛枝肉の拭き取り検査を毎月実施し衛生指導を行っているが、時に衛生的な基準が満たされないことがある。今回、作業従事者（以下、「従事者」）への衛生指導を目的に、作業衛生責任者（以下、「責任者」）の要望や意見を最大限に取り入れながら、構造が複雑で枝肉の広範囲に接触するデハイダー（動力付はく皮ナイフ）の汚染状況を調査し消毒法を検討したので報告する。

### 2 材料及び方法

(1) 調査実施施設：当所管内 A と畜場

(2) 調査実施期間：平成 24 年 5 月～7 月

(3) 牛枝肉の汚染状況調査

デハイダーによる汚染状況を調査するため、はく皮直後に枝肉の拭き取り検査を行った。デハイダーが接触する肩部及び未接触の腰部を 100cm<sup>2</sup> 拭き取ったものを検体とし、定法により 1 cm<sup>2</sup> あたりの一般細菌数を測定した。

(4) デハイダー外部の汚染状況調査と消毒法の検討

はく皮時（作業前、作業直後、83℃ 温湯で 1 秒消毒後、7 秒消毒後）にデハイダー片面の拭き取りを行い、一般細菌数を測定した。

また、牛脂肪：PBS を 1：2 の割合でミキサーにかけた試験液（一般細菌数  $5 \times 10^6$  CFU /ml に調整）2ml を脱脂綿でデハイダー片面に塗布し、消毒温度（83℃、85℃、90℃）と時間（1 秒、2 秒、3 秒）ごとの消毒効果を検討した。

なお、デハイダーの消毒は刃を回転させて行った。

(5) デハイダー内部の汚染状況調査と消毒法の検討

作業終了後のデハイダーを分解し、内部の拭き取りを行い、一般細菌数を測定した。また、83℃の消毒効果（15 秒～5 分）について調査した。

なお、デハイダーの消毒はデハイダーの刃を静止状態で行った。

### 3 成績

(1) 牛枝肉の汚染状況調査

5 頭分の枝肉について拭き取り検査を行った結果、全ての枝肉でデハイダーの接触する肩部から一般細菌が検出され（0.2～9.5CFU/cm<sup>2</sup>）、未接触の腰部からは検出されなかった。

(2) デハイダー外部の汚染状況調査と消毒法の検討

デハイダー外部からは、作業直後及び 83℃ 1 秒消毒後で  $10^1 \sim 10^3$  オーダー、7 秒消毒後で  $10^0 \sim 10^1$

オーダーの一般細菌が検出された( 図 1 )。デハイダーの消毒温度と時間の検討において, 温度に関わらず 1 秒及び 2 秒では  $10^2$  オーダーであったが, 3 秒の消毒後では  $10^1$  オーダーまで減少した( 図 2 )。

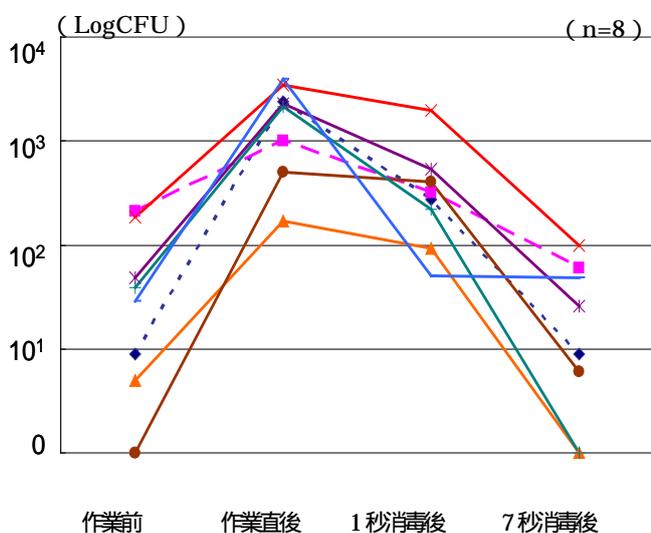


図 1 デハイダー外部の汚染状況と消毒効果 ( 83 )

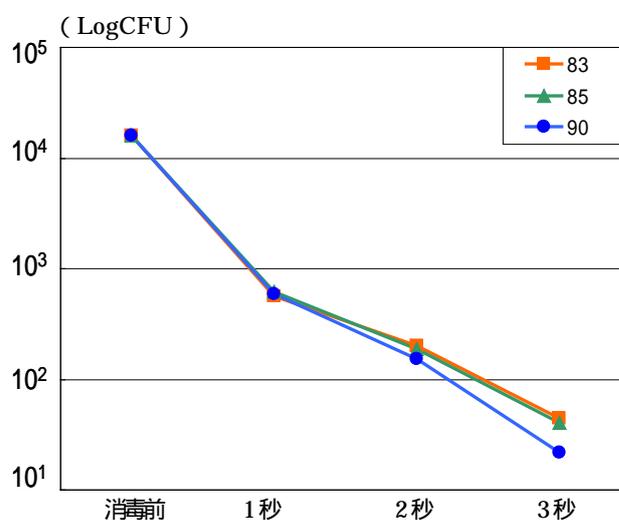


図 2 温度と時間による消毒効果

### ( 3 ) デハイダー内部の汚染状況調査と消毒法の検討

作業終了後のデハイダー内部からは  $10^4 \sim 10^6$  オーダー, 高圧洗浄後は  $10^2 \sim 10^4$  オーダーの一般細菌が検出された( 図 3 )。83 1 分以上の消毒後は, デハイダー内部からは検出されなかった( 図 4 )。

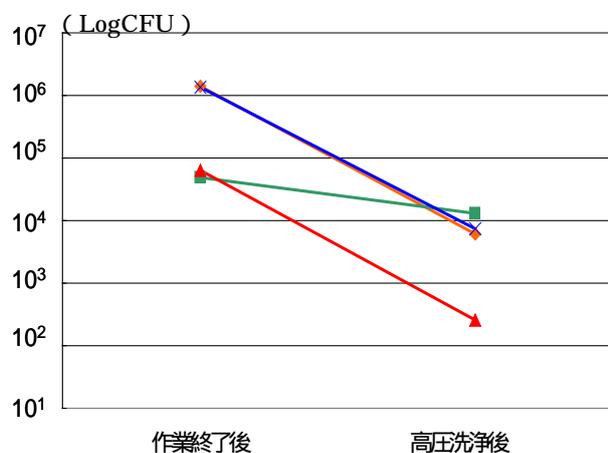


図 3 デハイダー内部の汚染状況

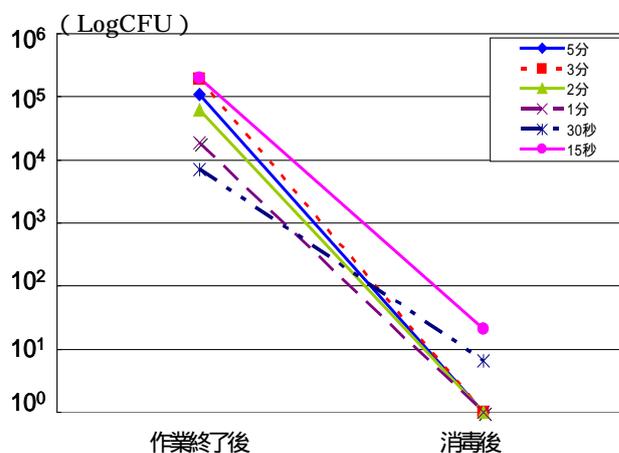


図 4 デハイダー内部の時間による消毒効果 ( 83 )

## 4 考察

( 1 ) 枝肉のデハイダー接触部位に一般細菌が検出されたことから, デハイダーは枝肉への汚染要因の一つと推察された。

デハイダー外部の消毒効果の検証は, 従事者の負担感が少ない条件で行った結果, 83 3 秒以上の温湯消毒が効果的であった。

今回の調査の結果, デハイダー内部からは外部よりも多くの一般細菌が検出された。内部の汚染は塗布してあるグリースと共に作業中に少しずつにじみ出ている可能性が高く, 適切な消毒が

必要と考えられた。しかし、1分以上の温湯消毒を作業中に行うことは不可能なため、毎日の作業終了後に1分以上の温湯消毒及び定期的な分解洗浄を行うことで、デハイダーから枝肉への細菌汚染を効果的に防止できると考えられた。

- (2) 今回、調査の計画段階から責任者の要望や意見を最大限に取り入れながら検討したことで、調査のために作業を何度も中断するなど多くの協力を得ることができた。

この調査結果と作業中の写真を用いて衛生講習会を行ったところ、従事者に普段見落としていた汚染原因を認識させることができた。講習会終了後、責任者が中心となり作業マニュアルを改善するためにミーティングを行った。その中で、デハイダーを含めた器具の消毒時間の延長や洗浄剤を用いた手洗いの徹底について従事者が意見を出し合って作業マニュアルを見直し、さらにと畜場管理者に対してと畜場の施設改善についても意見が出されたことから、より一層従事者の衛生意識が向上したと思われた。

- (3) 責任者と連携し、具体的な対策について協議して検討することにより、器具の消毒法について従事者の理解を得ることができた。よって、衛生指導を行うためには責任者・従事者と連携して検討をすることが重要であると実感した。

また、徹底した衛生管理は従事者の意識と行動にかかっているため、今後も検査員は現場の実態を把握し、従事者の衛生意識を向上させる指導をすることで、食肉の衛生危害の防止を図っていきたい。

## 2 調査研究発表（平成15年度～平成24年度）

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
15	食品衛生監視員等業績発表会 第48回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 双三獣医師会技術検討会	牛枝肉等の脊髄組織付着状況調査及び洗 浄効果について	松田 花子 正岡 亮太
	第48回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	ウシの肝臓の増殖性好酸球性小葉間静脈 炎	山下 和子
16	第49回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	と畜場における排水中の脊髄組織の動向 についての一考察	井上 佳織
	食肉衛生検査所協議会中・四国ブ ロック会議 双三獣医師会技術検討会	と畜場の搬入豚における毒素産生性 <u>Pasteurella multocida</u> の分離状況	東久保 靖
	食品衛生監視員等業績発表会 全国公衆衛生獣医師協議会平成16 年度調査研究発表会	BSEに関する消費者意識 - リスクコミ ュニケーションに向けて -	金田 佳子
17	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中・四国ブ ロック会議 双三獣医師会技術検討会	と畜場における脳脊髄組織の付着状況と その対策	石田 学
	第50回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	プロイラーで認められた腹腔内腫瘍	山下 和子
18	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理施設における衛生対 策に関する検討	伊坪 堅香子 東久保 靖 伊坪 堅香子
19	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中・四国ブ ロック会議	食肉の安全・安心に関する意識調査	伊坪 堅香子 久保田 早苗
	第51回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	ニワトリの皮膚扁平上皮癌の1例	山下 和子
	第51回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	内臓処理工程における牛肝臓の衛生実態 調査	長澤 元

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
2 0	日本獣医公衆衛生学会（全国） 食品衛生監視員等業績発表会（中 国誌上） 三次獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理場の衛生対策	井上 佳織
2 1	全国公衆衛生獣医師協議会調査研 究発表会 第27回全国食肉衛生検査所協議会 理化学部会研修会 三次獣医師会技術検討会	<i>Bacillus mycoides</i> の芽胞形成が良好と なる培地の検討	長澤 元
	食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議	牛肝臓にみられた包膜炎の一例	前田 貴容子
2 2	食品衛生監視員等業績発表会 第54回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 厚生労働省食鳥肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	プロイラーの蜂窩織炎	前田 貴容子
2 3	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	と畜場における牛枝肉の衛生対策につ いて	大原祥子
2 4	食品衛生監視員等業績発表会	従事者が積極的に関わったと畜場衛 生対策への取り組み	増田加奈子
	第55回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 厚生労働省食肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	と畜場におけるデハイダーの汚染状況 調査と消毒法の検討	森中重雄

## 第4章 その他の参考資料

## 三次食肉加工センター使用料及び解体料

平成24年4月1日現在

(円)

	牛馬	とく	豚	めん羊 山羊	病畜				摘要
					牛馬	とく	豚	めん山羊	
使用料	4,200	1,890	1,313	945	8,400	3,780	2,625	1,890	時間外は倍額
解体料	4,515	1,418	1,260	735	4,515	1,418	1,260	735	時間外は倍額

# 検査所案内

広島県食肉衛生検査所

728-0025 広島県三次市粟屋町 1911-1

tel. (0824)63-1305

fax. (0824)63-6130

